

○国家公安委員会規則第十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和六年厚生労働省令第百十九号）の施行に伴い、並びに犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第十条第一項の規定に基づき、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十月二十五日

国家公安委員会委員長 坂井 学

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家

公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

様式第1号(第16条関係)

(裏 面)

(裏 面)

注意

- 遺族給付金の支給を受けることができるのは、犯罪被害者の死亡の時に、次の1)から3)までのいずれかに該当する遺族であり、その順位は、法定の除外事由がない限り、①、②、③の順序(②及び③に掲げる遺族については、それぞれに掲げる順序)です。自分よりも先順位に遺族がある場合は、遺族給付金を受けることはできません。
- 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。)
- 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ③以外の犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- 申請者は、密告の類には記入しないでください。
- 記入すべき事項のない欄には斜線を引き、記入すべき事項が不明である場合には「不明」と記入し、記入すべき額の算定が困難である場合には「算定困難」と記入し、事項を選択する場合には該当する事項を○で囲んでください。
- ⑤から⑧までの欄は、犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けた場合にのみ記入してください。
- ⑨の欄は、その記入事項が添付する診断書等の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」等と記入してください。
- ⑩の欄は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養についての犯罪被害者負担額(⑤から3年を経過するまでの間における保険診療による医療費の自己負担部分に相当する額)を記入してください。
- ⑪の欄は、犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前の勤務に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日がある場合にのみ、その日数を記入してください。
- ⑫の欄は、犯罪被害者の収入によって生計を維持しており、かつ、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条第2項第1号から第5号までのいずれかに該当する遺族(申請者及び他の第一順位遺族を含む。)すべてを記入してください。
- この申請書には、次の書類を添えて出してください。ただし、これらの書類の1通で他のことも明らかにすることができるときは、他のことについて同じ書類を添える必要はありません。また、同一の世帯に属する他の遺族が同時に申請を提出する場合は、他の申請書に同じ書類を添えており、かつ、令第6条第2項第1号から第5号までのいずれかに該当する遺族(以下「生計維持関係遺族」という。)であったときは、申請者が犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類(例えば住民票の写し)
- 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- 申請者の氏名、生年月日、本籍及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本
- 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類(例えば住民票の写し)
- 申請者が1)の②又は③に掲げる遺族であるときは、自分よりも先順位の遺族がないことを証明することができる書類(例えば先順位の遺族の死亡を明らかにすることができる戸籍の抄本)
- 申請者が犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持しており、かつ、令第6条第2項第1号から第5号までのいずれかに該当する遺族(以下「生計維持関係遺族」という。)であったときは、申請者が犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類(例えば住民票の写し)
- 申請者が犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第15条で定める障害の状態にある妻又は令第6条第2項第5号に該当する遺族であったときは、犯罪行為が行われた当時、それらの障害の状態にあったことを証明することができる医師の診断書その他の書類
- 申請者以外の1)の(1)から(3)までに掲げる遺族に生計維持関係遺族が含まれているときは、その該当する事実を証明することができる書類
- (7)の生計維持関係遺族である者に犯罪行為が行われた当時8歳未満であった者が含まれているときは、その者の生年月日を証明することができる書類
- 犯罪被害者がその勤務に基づいて通常得ていた収入の日額を証明することができる書類(例えば給与証明書、給与所得の源泉徴収票など)
- 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(以下「法」という。)第10条第3項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやだ日数を証明することができる書類(例えば医師の診断書、申述書など)
- 法第9条第5項に規定する場合には、次に掲げる書類(同項第1号に掲げる場合はアからウまで、同項第2号に掲げる場合はアからエまでの書類)
 - ア 負傷し、又は疾病にかかった日及び負傷又は疾病の状態(負傷又は疾病の療養のため従前の勤務に従事できないと認められる場合には、そのことに関する事項を含む。)に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類(例えば傷病診断書など)
 - イ 犯罪被害者が令第9条に掲げる法律の規定により療養に関する給付を受けることができる者であるときは、その事実を認めることができる書類
 - ウ 法第9条第5項第1号又は第2号の犯罪被害者負担額を証明することができる書類(例えば死亡前に犯罪被害者が医療機関等から受領した領収書など)
 - エ 法第9条第3項の休業日の数を証明することができる書類(例えば勤務の状況に係る証明書など)
- 休業日に法第9条第3項の部分休業日が含まれるときは、当該部分休業日について得た収入の額を証明することができる書類(例えば勤務の状況に係る証明書など)
- この申請書について分からないところがありましたら、最寄りの警察署や警察本部にお問い合わせください。

(表 面)

遺族給付金支給裁定申請書 年 月 日

公安委員会 殿

氏 名
フリガナ
本籍・国籍

申請者 住 居 所
犯罪被害者との続柄

下記により、遺族給付金の支給の裁定を申請します。

犯 罪 者	① 犯罪行為の行われた日時	年 月 日 午前 時 ころ
	② 犯罪行為の行われた場所	
	③ 犯 罪 者 氏 名	フリガナ 氏 名 男・女
被 害 者	生 年 月 日	年 月 日 生
	本 籍 ・ 国 籍	
被 害 者	住 居 所	
	勤務先名称・所在地	
被 害 者	死 亡 年 月 日	年 月 日
	④ 犯罪被害の発生状況	
害 害 者	死亡を 受前け た 療養 費	⑤ 負傷し、又は疾病にかかった日 ⑥ 負傷又は疾病の状態 ⑦ 犯罪被害者負担額 ⑧ 収入の全部又は一部を得ることができなかった日数
	④ 取 扱 機 関	都道府県 警察署
⑨ 犯罪被害者等の 所在	氏 名	犯罪被害者との続柄 住 居 所
	氏 名	犯罪被害者との続柄 職 業 住 居 所
備考	⑩ 損害賠償を受けたことの有無	有(受領した損害賠償の額) 円 ・ 無
※受 付	年 月 日 第 号	警察署経由

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。(日本産業規格A列4番)

改 正 後

様式第1号(第16条関係)

(裏 面)

(裏 面)

注意

- 遺族給付金の支給を受けることができるのは、犯罪被害者の死亡の時に、次の1)から3)までのいずれかに該当する遺族であり、その順位は、法定の除外事由がない限り、①、②、③の順序(②及び③に掲げる遺族については、それぞれに掲げる順序)です。自分よりも先順位に遺族がある場合は、遺族給付金を受けることはできません。
- 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。)
- 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ③以外の犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- 申請者は、密告の類には記入しないでください。
- 記入すべき事項のない欄には斜線を引き、記入すべき事項が不明である場合には「不明」と記入し、記入すべき額の算定が困難である場合には「算定困難」と記入し、事項を選択する場合には該当する事項を○で囲んでください。
- ⑤から⑧までの欄は、犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けた場合にのみ記入してください。
- ⑨の欄は、その記入事項が添付する診断書等の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」等と記入してください。
- ⑩の欄は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養についての犯罪被害者負担額(⑤から3年を経過するまでの間における保険診療による医療費の自己負担部分に相当する額)を記入してください。
- ⑪の欄は、犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前の勤務に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日がある場合にのみ、その日数を記入してください。
- ⑫の欄は、犯罪被害者の収入によって生計を維持しており、かつ、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条第2項第1号から第5号までのいずれかに該当する遺族(申請者及び他の第一順位遺族を含む。)すべてを記入してください。
- この申請書には、次の書類を添えて出してください。ただし、これらの書類の1通で他のことも明らかにすることができるときは、他のことについて同じ書類を添える必要はありません。また、同一の世帯に属する他の遺族が同時に申請を提出する場合は、他の申請書に同じ書類を添えており、かつ、令第6条第2項第1号から第5号までのいずれかに該当する遺族(以下「生計維持関係遺族」という。)であったときは、申請者が犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類(例えば住民票の写し)
- 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- 申請者の氏名、生年月日、本籍及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本
- 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類(例えば住民票の写し)
- 申請者が1)の②又は③に掲げる遺族であるときは、自分よりも先順位の遺族がないことを証明することができる書類(例えば先順位の遺族の死亡を明らかにすることができる戸籍の抄本)
- 申請者が犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持しており、かつ、令第6条第2項第1号から第5号までのいずれかに該当する遺族(以下「生計維持関係遺族」という。)であったときは、申請者が犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類(例えば住民票の写し)
- 申請者が犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第15条で定める障害の状態にある妻又は令第6条第2項第5号に該当する遺族であったときは、犯罪行為が行われた当時、それらの障害の状態にあったことを証明することができる医師の診断書その他の書類
- 申請者以外の1)の(1)から(3)までに掲げる遺族に生計維持関係遺族が含まれているときは、その該当する事実を証明することができる書類
- (7)の生計維持関係遺族である者に犯罪行為が行われた当時8歳未満であった者が含まれているときは、その者の生年月日を証明することができる書類
- 犯罪被害者がその勤務に基づいて通常得ていた収入の日額を証明することができる書類(例えば給与証明書、給与所得の源泉徴収票など)
- 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(以下「法」という。)第10条第3項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやだ日数を証明することができる書類(例えば医師の診断書、申述書など)
- 法第9条第5項に規定する場合には、次に掲げる書類(同項第1号に掲げる場合はアからウまで、同項第2号に掲げる場合はアからエまでの書類)
 - ア 負傷し、又は疾病にかかった日及び負傷又は疾病の状態(負傷又は疾病の療養のため従前の勤務に従事できないと認められる場合には、そのことに関する事項を含む。)に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類(例えば傷病診断書など)
 - イ 犯罪被害者が令第9条に掲げる法律の規定により療養に関する給付を受けることができる者であるときは、その事実を認めることができる書類(例えば健康保険の被保険者証の写しなど)
 - ウ 法第9条第5項第1号又は第2号の犯罪被害者負担額を証明することができる書類(例えば死亡前に犯罪被害者が医療機関等から受領した領収書など)
 - エ 法第9条第3項の休業日の数を証明することができる書類(例えば勤務の状況に係る証明書など)
- 休業日に法第9条第3項の部分休業日が含まれるときは、当該部分休業日について得た収入の額を証明することができる書類(例えば勤務の状況に係る証明書など)
- この申請書について分からないところがありましたら、最寄りの警察署や警察本部にお問い合わせください。

(表 面)

遺族給付金支給裁定申請書 年 月 日

公安委員会 殿

氏 名
フリガナ
本籍・国籍

申請者 住 居 所
犯罪被害者との続柄

下記により、遺族給付金の支給の裁定を申請します。

犯 罪 者	① 犯罪行為の行われた日時	年 月 日 午前 時 ころ
	② 犯罪行為の行われた場所	
	③ 犯 罪 者 氏 名	フリガナ 氏 名 男・女
被 害 者	生 年 月 日	年 月 日 生
	本 籍 ・ 国 籍	
被 害 者	住 居 所	
	勤務先名称・所在地	
被 害 者	死 亡 年 月 日	年 月 日
	④ 犯罪被害の発生状況	
害 害 者	死亡を 受前け た 療養 費	⑤ 負傷し、又は疾病にかかった日 ⑥ 負傷又は疾病の状態 ⑦ 犯罪被害者負担額 ⑧ 収入の全部又は一部を得ることができなかった日数
	④ 取 扱 機 関	都道府県 警察署
⑨ 犯罪被害者等の 所在	氏 名	犯罪被害者との続柄 住 居 所
	氏 名	犯罪被害者との続柄 職 業 住 居 所
備考	⑩ 損害賠償を受けたことの有無	有(受領した損害賠償の額) 円 ・ 無
※受 付	年 月 日 第 号	警察署経由

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。(日本産業規格A列4番)

改 正 前

(裏 面)

注意

- 申請者は、捺印の欄には記入しないでください。
- 記入すべき事項のない欄には斜線を引き、記入すべき事項が不明である場合には「不明」と記入し、記入すべき額の算定が困難である場合には「算定困難」と記入し、事項を選択する場合には該当する事項を○で囲んでください。
- ⑥の欄は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のために、⑤から3年を経過するまでの間において、病院に入院した日数を記入してください。
- ⑦の欄は、その記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入してください。
- ⑤の欄は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養についての犯罪被害者負担額（⑤から3年を経過するまでの間における保険診療による医療費の自己負担部分に相当する額）を記入してください。
- ⑧の欄は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前の勤務に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日がある場合にのみ、その日数を記入してください。
- この申請書には、次の書類を添えて出してください。
 - 負傷し、又は疾病にかかった日、負傷し、又は疾病にかかった日から起算して3年を経過するまでの間における入院日数及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類であって、当該負傷又は疾病が重傷病に該当することを証明することができるもの
 - 犯罪被害者が犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第9条に掲げる法律の規定により療養に関する給付を受けることができる者であるときは、その事実を認めることができる書類
 - 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の犯罪被害者負担額を証明することができる書類（例えば医療機関等から受領した領収書など）
 - 法第10条第3項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由のやんだ日を証明することができる書類（例えば医師の診断書、申述書など）
 - 法第9条第3項に規定する場合には、次の書類
 - 負傷又は疾病の療養のため従前の勤務に従事することができないと認められることに関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類（例えば傷病診断書など）
 - 犯罪被害者がその勤務に基づいて通常得ていた収入の日額を証明することができる書類（例えば給与証明書、給与所得の源泉徴収票など）
 - 法第9条第3項の休業日の数を証明することができる書類（例えば勤務の状況に係る証明書など）
 - 休業日に法第9条第3項の部分休業日が含まれるときは、当該部分休業日について得た収入の額を証明することができる書類（例えば勤務の状況に係る証明書など）
- この申請書について分からないところがありましたら、最寄りの警察署や警察本部にお問い合わせください。

様式第2号（第17条関係）

(表 面)

重傷病給付金支給裁定申請書

年 月 日

公安委員会 殿

申請者 フリガナ
氏 名

下記により、重傷病給付金の支給の裁定を申請します。

犯 罪 者	① 犯罪行為の行われた日時	年 月 日 午前/午後 時 分
	② 犯罪行為の行われた場所	
犯 罪 被 害 者	③ 犯 罪 者 氏 名	フリガナ 氏 名
	生 年 月 日	年 月 日 生
	本 籍 ・ 国 籍	
	住 所	
被 害 者	④ 犯罪被害の発生状況	
	⑤ 負傷し、又は疾病にかかった日	①と同じ・それ以外の日（ 年 月 日）
被 害 者	⑥ ⑤から3年以内の入院日数	日
	⑦ 負傷又は疾病の状態	
	⑧ 犯罪被害者負担額	円
	⑨ 収入の全部又は一部を得ることができなかった日数	日
	⑩ 取扱捜査機関	都道府県 警察署
	⑪ 損害賠償を受けたことの有無	有（受領した損害賠償の価額 円）・無
備考		
※受付	年 月 日 第 号	警察署経由

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。

(日本産業規格A列4番)

(裏 面)

注意

- 申請者は、捺印の欄には記入しないでください。
- 記入すべき事項のない欄には斜線を引き、記入すべき事項が不明である場合には「不明」と記入し、記入すべき額の算定が困難である場合には「算定困難」と記入し、事項を選択する場合には該当する事項を○で囲んでください。
- ⑥の欄は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のために、⑤から3年を経過するまでの間において、病院に入院した日数を記入してください。
- ⑦の欄は、その記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入してください。
- ⑤の欄は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養についての犯罪被害者負担額（⑤から3年を経過するまでの間における保険診療による医療費の自己負担部分に相当する額）を記入してください。
- ⑧の欄は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前の勤務に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日がある場合にのみ、その日数を記入してください。
- この申請書には、次の書類を添えて出してください。
 - 負傷し、又は疾病にかかった日、負傷し、又は疾病にかかった日から起算して3年を経過するまでの間における入院日数及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類であって、当該負傷又は疾病が重傷病に該当することを証明することができるもの
 - 犯罪被害者が犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第9条に掲げる法律の規定により療養に関する給付を受けることができる者であるときは、その事実を認めることができる書類（例えば医療機関等の検査受領書の写しなど）
 - 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の犯罪被害者負担額を証明することができる書類（例えば医療機関等から受領した領収書など）
 - 法第10条第3項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由のやんだ日を証明することができる書類（例えば医師の診断書、申述書など）
 - 法第9条第3項に規定する場合には、次の書類
 - 負傷又は疾病の療養のため従前の勤務に従事することができないと認められることに関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類（例えば傷病診断書など）
 - 犯罪被害者がその勤務に基づいて通常得ていた収入の日額を証明することができる書類（例えば給与証明書、給与所得の源泉徴収票など）
 - 法第9条第3項の休業日の数を証明することができる書類（例えば勤務の状況に係る証明書など）
 - 休業日に法第9条第3項の部分休業日が含まれるときは、当該部分休業日について得た収入の額を証明することができる書類（例えば勤務の状況に係る証明書など）
- この申請書について分からないところがありましたら、最寄りの警察署や警察本部にお問い合わせください。

様式第2号（第17条関係）

(表 面)

重傷病給付金支給裁定申請書

年 月 日

公安委員会 殿

申請者 フリガナ
氏 名

下記により、重傷病給付金の支給の裁定を申請します。

犯 罪 者	① 犯罪行為の行われた日時	年 月 日 午前/午後 時 分
	② 犯罪行為の行われた場所	
犯 罪 被 害 者	③ 犯 罪 者 氏 名	フリガナ 氏 名
	生 年 月 日	年 月 日 生
	本 籍 ・ 国 籍	
	住 所	
被 害 者	④ 犯罪被害の発生状況	
	⑤ 負傷し、又は疾病にかかった日	①と同じ・それ以外の日（ 年 月 日）
被 害 者	⑥ ⑤から3年以内の入院日数	日
	⑦ 負傷又は疾病の状態	
	⑧ 犯罪被害者負担額	円
	⑨ 収入の全部又は一部を得ることができなかった日数	日
	⑩ 取扱捜査機関	都道府県 警察署
	⑪ 損害賠償を受けたことの有無	有（受領した損害賠償の価額 円）・無
備考		
※受付	年 月 日 第 号	警察署経由

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。

(日本産業規格A列4番)

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一

号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(法第二条第九項の会話の申込みをした者が十八歳以上であることを確認するための措置)</p> <p>第六十七条 法第三十一条の十三第三項の国家公安委員会規則で定める措置は、法第二条第九項に規定する会話の申込みがあつた場合において、その都度、次の各号のいずれかの方法により当該会話の申込みをした者(以下この項において「申込者」という。)が十八歳以上であることを確認する措置とする。</p> <p>一 申込者から、その身分証明書、<u>運転免許証</u>その他の当該申込者の年齢又は生年月日を証する書面(以下この条及び第七十三条において「身分証明書等」という。)の当該申込者の年齢又は生年月日を確認するために必要な部分の写し(以下この条及び第七十三条において単に「写し」という。)をファクシミリ装置により受信すること。</p> <p>〔一・三 略〕</p> <p>2 〔略〕</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(法第二条第九項の会話の申込みをした者が十八歳以上であることを確認するための措置)</p> <p>第六十七条 〔同上〕</p> <p>一 申込者から、その身分証明書、<u>運転免許証</u>、<u>国民健康保険被保険者証</u>その他の当該申込者の年齢又は生年月日を証する書面(以下この条及び第七十三条において「身分証明書等」という。)の当該申込者の年齢又は生年月日を確認するために必要な部分の写し(以下この条及び第七十三条において単に「写し」という。)をファクシミリ装置により受信すること。</p> <p>〔一・三 同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(古物営業法施行規則の一部改正)

第三条 古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(確認の方法等)</p> <p>第十五条 法第十五条第一項第一号の規定による確認は、身分証明書、運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二條第七項に規定する個人番号カードその他の相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料(一を限り発行又は発給されたものに限る。以下「身分証明書等」という。)の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものにお問い合わせることによりするものとする。</p> <p style="text-align: center;">〔2〕4 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(確認の方法等)</p> <p>第十五条 法第十五条第一項第一号の規定による確認は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二條第七項に規定する個人番号カードその他の相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料(一を限り発行又は発給されたものに限る。以下「身分証明書等」という。)の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものにお問い合わせることによりするものとする。</p> <p style="text-align: center;">〔2〕4 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部改正)
正)

第四条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則(平成十五年国家公安委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(児童でないことの確認の方法)</p> <p>第五条 法第十一条本文の規定による異性交際希望者が児童でないことの確認は、次に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。</p> <p>一 異性交際希望者から、その運転免許証その他の当該異性交際希望者の年齢又は生年月日を証する書面の当該異性交際希望者の年齢又は生年月日、当該書面の名称及び当該書面を発行し又は発給した者の名称に係る部分の提示、当該部分の写しの送付又は当該部分に係る画像の電磁的方法による送信を受けること。</p> <p>〔二〇四 略〕</p> <p>〔二〇四 略〕</p> <p>(本人を特定する事項の確認の方法)</p> <p>第六条 法第十一条ただし書の国家公安委員会規則で定める方法は、異性交際希望者からその運転免許証その他の当該異性交際希望者の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する書面の提示を受けてその住所、氏名及び年齢を確認することとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める措置をとることをもって足りる。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>(児童でないことの確認の方法)</p> <p>第五条 〔同上〕</p> <p>一 異性交際希望者から、その運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の当該異性交際希望者の年齢又は生年月日を証する書面の当該異性交際希望者の年齢又は生年月日、当該書面の名称及び当該書面を発行し又は発給した者の名称に係る部分の提示、当該部分の写しの送付又は当該部分に係る画像の電磁的方法による送信を受けること。</p> <p>〔二〇四 同上〕</p> <p>〔二〇四 同上〕</p> <p>(本人を特定する事項の確認の方法)</p> <p>第六条 法第十一条ただし書の国家公安委員会規則で定める方法は、異性交際希望者からその運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の当該異性交際希望者の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する書面の提示を受けてその住所、氏名及び年齢を確認することとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める措置をとることをもって足りる。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(遺失物法施行規則の一部改正)

第五条 遺失物法施行規則（平成十九年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(他の警察本部長に通報する貴重な物件) 第十一条 法第八条第一項(法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める物件は、次に掲げる物件とする。 「一〇三 略」 四 運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード、在留カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証するもの 「五・六 略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(他の警察本部長に通報する貴重な物件) 第十一条 「同上」 「一〇三 同上」 四 運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード、在留カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証するもの 「五・六 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月二日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。